

令和3年度(2021年度)第1回熊本県行政文書等管理委員会議事録

1 日 時 令和3年9月21日(水)13時30分～15時00分

2 会 場 県庁本館 審議会室
 ※委員4名、県警4名はリモート参加
 会場は委員1名(金子委員)、事務局6名のみ

3 出席者 委員5名 (澤田委員、金子委員、花立委員、原村委員、福嶋委員)
 県警本部広報県民課4名 (横野課長補佐、濱砂係長、吉村主任、山口主任)
 事務局6名 (緒方総務部総務私学局長、鎌本県政情報文書課長、楠本審議員、
 堀口課長補佐、山下主事、廣田参事)

4 議 事 以下のとおり

発言者	内 容
事務局	開会宣言
事務局	緒方局長挨拶
澤田会長	会長挨拶
議題1 県警本部における行政文書の廃棄に関する意見聴取について	
澤田会長	それでは、議題に入ります。 議題(1)「県警本部における行政文書の廃棄に関する意見聴取」についてです。 県警本部から説明をお願いします。
県警本部	資料2) により説明。
澤田会長	<p>ただ今、県警本部から議題1の「県警本部における行政文書の廃棄に関する意見聴取」について説明がありました。これまで手続きとして、県警アーキビストによる査定、パブリックコメント、公安委員会による審議を実施したということでした。パブコメは特に意見がなく、有識者としての公安委員会からも廃棄相当とコメントが出ているとのことでした。</p> <p>事前に県警本部から、対象文書ファイルが届いていたと思います。それでは委員の皆様から、何かお気づきの点等がありましたら御意見をいただければと思います。例えばこれは廃棄と書いてあるけれども確認しているのかとか、或いはこの文書については保留したほうがいいのか。こういうものについては、このように取り扱うべきではないかという御意見を自由にいただければと存じます。</p> <p>それでは、私から。平成28年の分のファイルは他の年度と比べてこの中には数が少なく、熊本地震があった関係もあるのだろうと思いついて見ましたが、文言検索してみると、「熊本地震」という文言で出てくるものが、幾つかありました。これは先ほど説明があったとおり、熊本地震のものではあるけれども定型的なものということで今回廃棄相当と判断されたという理解でよろしいでしょうか。</p>

県警本部	はい、間違いありません。
澤田会長	分かりました。ちなみに、27年度版の番号281番、これは広報県民課のファイルですが、デジタルアーカイブに関する警察活動記録の提供というのがありますが、これは定型的なもので、特にいらなかったという判断だったのでしょうか。
県警本部	部外から貰っている文書になります。
澤田会長	県警本部外から貰った資料で、県警が提出したものではないということですか。
県警本部	はい、そうです。
澤田会長	分かりました。 他の委員の先生方から何かありませんでしょうか。
金子委員	先ほど119冊をもう1回精査したということでした。分類誤りや、重複があった等。これは、県警アーキビストの皆さんが、全部見たということですよ。
県警本部	はいそうです。136冊全部取り寄せています。
金子委員	表題を見て、「これはちょっと確認が必要」と思われたわけですね。
県警本部	そうです。各所属が移管相当と言ってきたもの以外のものもすべて、こちらで表題を見て、その中から136冊取り寄せて、ファイルの中の文書まで確認をしています。
金子委員	その136冊をまずピックアップした根拠というか、何か感じた部分というのはどこになりますか。
県警本部	まずは移管対象の16項目がありますので、それにヒットするものを分類の方からピックアップします。この中から、定型的なものだったり、単なる通知だったり、外部から来たものを精査しています。
金子委員	大変でしたね。まずはそこまでお疲れ様でしたと申し上げたいと思います。 次に、平成26年条例施行前の総務課の135から140まで。条例等議案ですが、政審とか、文治とか書いてありますが、これは条例制定に至る理由や根拠が書かれているということはありませんか。

県警本部	県議会の資料なので、県の方に現物があると考えています。
金子委員	分かりました。では平成27年以降分の総務の173番。公安委員会ホームページ掲載記事のバックナンバー等がありますか。
県警本部	ホームページの記事はすべて広報県民課で集約して取っていますので、この総務課のものはおそらく広報県民課に「これを掲載してください」と依頼した文書だと思います。大元はすべて広報県民課で、保存されています。
金子委員	分かりました。ありがとうございます。総務の267番。個人情報開示請求の、保存年限というのは、県警の規則で決まっているのですか。全国共通かなと思ったものですか。
県警本部	確認をしますので、次のお話を先にお願います。
金子委員	分かりました。では次のお話に。 色々警察の言葉が難しいというのは再三この会議でも言われていますが、監察課の236番。違いにあらず事案。非違事案というのは、これは、どういう意味でしょうか。
県警本部	不祥事の事です。これを非違事案と言っています。
金子委員	警察内部の不祥事ですか。
県警本部	はいそうです。
金子委員	分かりました。ありがとうございます。何かほかに言い換えを研究していただくと、県民に分かりやすい表題になるかと思いましたが、それから、少年課で多分こうかなって思うものがあつたんですけど。恋もつ事案というのは、多分恋のもつれ事案かなと思ったんですけど。
県警本部	はい。間違いありません。恋愛感情のもつれです。
金子委員	最後まで、恋のもつれと書いてくださるとありがたいと思いました。それと、最後の1042ページの357、359番です。高森警察署、ご覧になっていただいているでしょうか。

県警本部	阿蘇山遭難事故防止対策協議会関係。
金子委員	それです。私はこの間、県警の文書を精査したときに、各警察署で特徴ある業務があるんじゃないかと申し上げました。高森警察署は山岳救助と、原野火入れというのは、特徴ある業務ではないかと思えます。内容で、ちょっともう1回、文書を見ていただけないかと思って。ピックアップしてみました。
県警本部	→はい、ありがとうございます。 先ほど金子委員の方からお尋ねのあった情報公開の関係ですけれども、規程の別表で3年ということで、これは熊本県の県警の規定で、3年ということで規定しております。
金子委員	はい、分かりました。
澤田会長	ありがとうございました。他の先生方から何かお気づきの点ございますか。ありましたらお願いいたします。
金子委員	すみません、もう1点だけ。警察学校以外の部署については、副題がないのがほとんどです。もし付けるのであれば、表題プラスの副題を、文書のファイルにつけていただくと。より内容がわかりやすいかなあと思いました。全体的な傾向として県警の文書には副題が少ないような気がします。
県警本部	はい、ありがとうございます。
澤田会長	ありがとうございます。その辺りも、今後の文書管理の仕方とか、より管理しやすくなるためにはどうすればいいかという形で工夫していただければと思いますよろしくをお願いいたします。他に先生方から何かございますか。 特によろしいですか。それは、この今回いただいた一覧、ただ今、いくつか意見いただいたファイルにつきましてはまた精査していただいて、それ以外のものにつきまして、当委員会の意見として、歴史的公文書に該当しない。ということとして県警が廃棄するということに問題ないということにしてよろしいでしょうか。
一同	はい。
澤田会長	ありがとうございます。では、もう一度県警の方で精査をしていただきまして、例えば条件つき廃棄等については、条件が確認できたもののみ廃棄、廃棄にあたっては誤廃棄が生じないように、十分注意して廃棄していただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。
県警本部	はい、分かりましたありがとうございました。

澤田会長	それでは今回の県警本部における行政文書廃棄に関する意見聴取については以上となります。
議題2 熊本県行政文書管理規程等の一部改正について（報告）	
澤田会長	それでは議題2の県の行政文書管理規程等の一部改正につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料2-1 資料2-2 資料3-1 資料3-2 資料4-1 資料4-2 により説明。
澤田会長	ただいま押印手続きの見直し及び文書管理規程、規則及び規程の一部改正について報告がございました。ただいまの報告につきまして、委員の先生方から何かご意見ご質問等ございますか。
金子委員	何回か改定されますよね。これは上書き保存ですか。それとも、改定以前のもの はきちんと取っておりますか。 重要なことで、例えば、県南の水害で、県南の振興局に随分工務課が増えましたね。こういうのが、いつからなのかとか、大体日付を書いておりますが、その前は どうだったのかということが分からなくなるので、やっぱり何年から何年までの規定、 何年から何年までの組織という組織図として保存が必要だと思えます。
事務局	条文も組織図も両方あります。
金子委員	よかった。後でもし公文書館ができたときに、この部署はどこ部署で何年作成 だったのだろうか、この係はいつできて、いつ廃止されたのかということが、非常に 重要になってきます。今はデータだから何年度に何の部署ができたというのがあり ますけれど、それ以前の文書で、とても私たちは天草アーカイブスで困りました。な ので、是非ともそこもきちんと変わる度に組織そのものの、アーカイブスを取って おいてもらいたいなと私は思うんです。
澤田会長	ありがとうございます。今の金子委員のご発言、非常に重要なことかと思えます 。昔の文章とか見ていると、この発信番号は一体どこの番号だろうとかですね、も う分からなくなることがあったら困りますね。また、過去にこういう条文があった、今 はないけれども過去のこの条文はこういう機能を果たしていたみたいなものも、や はり非常に重要になることがございますので、そのあたりの、過去の履歴、みたい なものもぜひ残しておいていただけるように、よろしくお願いたします。他にござい ますか。 よろしいでしょうか。ちなみにせっかく県警の方がいらっしゃるの、お伺いしてよ ろしいですか。県警の方は、今回、県と教育委員会と議会事務局の押印廃止につ いての報告がありましたが、県警にも押印廃止の動き等がありますか。
県警本部	県警でも令和6年に向けて今動き出しているところです。警察庁の方から大分話 がおりてきているところです。でも、やはり県の方が、一番にされると思うので、県が

	<p>されてからという運びになるのかなというところではあります。 一部もう電子化されている部分がありまして、休暇簿とか、あとは県外に出る時に申請が必要なのですが、そういったものとか、時間外の申請とかですね、その辺は電子化が進んでいます。一部分ですが。</p>
澤田会長	<p>分かりました、ありがとうございます。それではその他よろしいでしょうか。それでは議題につきましては、以上とさせていただきます。</p>
<p>議題3（その他） 国における公文書管理制度の見直しについて（報告）</p>	
澤田会長	<p>それでは、その他ということで国における公文書制度の見直しについて、報告を事務局の方からお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料5により説明。</p>
澤田会長	<p>ありがとうございます。国の行政文書管理のあり方に関する見直しについてということで、国の動きの情報提供をいただいたところでございます。これに関して何か皆様から質問ご意見等ございますか。</p>
花立委員	<p>二つお尋ねします。まず一つは今説明していただいた、資料の最後の方です。(5)保存期間短縮による早期移管がありますね。真ん中のところにデジタルの文章を行政機関において長期に保存することについてはリスクがあるとの指摘もあと書いてあります。どういうことを言わんとされているのかという、説明なり情報があれば知りたいのですが。</p>
事務局	<p>この部分、国の方は一定期間、行政機関で保管した後は公文書館に移管するというようになっておりますけれども、やはりその行政機関での保存と、公文書館での保存を比較した場合、やはりどうしても公文書館の方が、しっかりとした環境で、保存ができるということもあって、比較した場合、より公文書館の方が適切に保管できる、ということで、できるだけ早く行政機関から公文書館に移管した方がいいのではないかと、おそらく、そういうことがこのワーキンググループの中で、議論されてこういう形でまとめられたのではないかと、考えております。</p>
花立委員	<p>なるほど。場所であるとか環境であるとかっていうのは、デジタル文書においても同じような考え方だという理解なのでしょうね。わかりました。ありがとうございます。あと、国の見直しについては説明していただいてよくわかりましたが、熊本県においてはどうですか。デジタル文書の管理についての、今後というのは、具体的に考えられている部分、決まっていることは何もないと思いますが、見通しみたいなものがあれば教えていただけますか。</p>
事務局	<p>文書の電子化というテーマは非常に大きなテーマで、県としても、ぜひ取り込みを進めていきたいと考えています。前回の委員会でも少しご紹介しましたが、取り組みの一つとして県では文書管理システムの再構築、ということで、今年度システムを改修し、来年度から運用を開始することにしております。できるだけ文書について</p>

	<p>はこのシステム上で、基本的に決裁も含めて、管理をしていく、という方針で取り組んでいるところです。決裁は電子決裁100%を目指すということと、もう一つ、色々な内部での打ち合わせ資料などをこのシステムに登録していくということで、これはまだ取り組み始めたばかりなのですが、今回システムの改修で、そのあたりも、システム上での管理が容易にできてくるということもありますので、その辺りはこのシステムの改修それから運用とあわせて、電子化を進めていきたいと思っております。同時に国の方でもこういった見直しの動きがありますので、当然来年度以降、このシステムが県で運用開始した後も、国の動きも踏まえて、また見直すべきところがあれば見直していくということで、考えていきたいと思っております。</p>
花立委員	<p>ありがとうございます、おっしゃられるとお紙の文書をデジタル化していくっていうのを進めた上で、それをどう保存するのか廃棄していくのかという話が必要になってくるかと思うんですね。速やかに進めていただければと思います。せっかくなので県警の方にもお尋ねしておきたいのですが、県警さんの方は、デジタル化というのは、急速に進んでいますか、それともなかなかというところがあるんでしょうか。</p>
県警本部	<p>はい。県警の方でも文書情報システムで、実際のデータは、システムに取り込んで、紙媒体とデータ保存のものと、併用しているものが幾つかあります。先程お話ししました押印省略の話と実際行政文書の電子化というのは平行して進んでおまして、二つは、切り離せない話になりますので、そちらも押印省略の関係と一緒に同時進行している状況です。最終的にはやはり紙媒体のものを、どちらでもいいとすると、なかなか進まないということをやその県警さんからも色々情報いただいているところですけども。まずは知事部局の方からもおっしゃったようにまず100%を目指して、実際どうしても紙じゃないと駄目なものが、例えば警察の場合は、昔で言えば青焼きですね。ああいったものをどうやって電子化するかとか、結構問題は山積しているところではあるんですけども。基本はうちも知事部局の方と同じで、100%を目指しているところではあります。実際先ほどもお話ししたように一応令和6年を目途に目標を立てないと、なかなか話は進まないところでもありますので、6年度中の運用開始を目指して、今、知事部局の方では今年再構築をされているところですけども、同じよううちは再構築ではないのですが、電子決裁システムを取り入れた文書情報システムを構築する予定にしております。</p>
花立委員	<p>ありがとうございました。</p>
澤田会長	<p>ありがとうございます。その他何かご意見ございますか。</p>
金子委員	<p>国立公文書館に移管する30年保存文書の保存期間を20年に変更し、早期に移管する、国民に利用可能にすると、ありますね。これは、ちゃんとその受け皿があるからいえる話です。熊本県の場合は、30年保存文書は、結局宙ぶらりんなのです。各課が握ったままです。県民に対して公開する術がなかなかありません。私、委員を10年していますが、できてない。パブリックコメントもゼロである。それから、アクセスもそんなに多くない。下の県民情報プラザにずらっと表がありますけれど、誰も手に取った様子がない。要するに公文書館機能がない限り、いくら保存期間を短くして、利用に供すると言っても無理なんですね。そこを考えていただきたいと強く思います。</p> <p>それと、システムですよ、文書そのものが電子化されても、それが載っているシステムがバージョンアップされて、次に移さないと読めない、開けないという問題</p>

	<p>があるので、3番の長期保存用のフォーマットという自動変換も含めて考えて下さいという、あり方ワーキンググループの指摘だったと思います。だから、まず熊本県としては、今までずっと紙で保存文書は使ってきましたよね。保留文書もたくさんありますよね。今まで有識者が「これは保留」にと、私たち委員も、「これはもう一度見てみたいから、保留にしてください」とした文書がたくさんあったと思います。その精査を所属課との意見交換と委員の精査を、まずやらせてもらえませんか。年に一つの課、一つの部署でもいいですから、今まで保留した分を出してみてもう1回、私たちの目と有識者の目で見て、やはりこれは行政職員が利用するに値する文書だねと、歴史的公文書ではないけれど、利用するに値する文書だねという、位置付けというんでしょうか。そういうことも考えて、さすがに現場の人が、これは10年経てば多分使わないと思いますと仰れば、それでいいと思うんです。まずは、その検証を、今まで、現物確認として残しておいた分の検証を、そろそろ始めていただけませんか。それを強くお願いしたいと思います。</p>
<p>澤田会長</p>	<p>ありがとうございます。これも非常に貴重なご意見をいただいたかと思えます。我々、じゃあこれは現物確認と、気軽にそっちに送ってしまいますけれども、それはどうなったのかって言うこと、その後についてもしっかり考えていく、そういう必要があると思いますので、今までは溜まっていた部分をどんだんの処理するということろでしたが、そろそろ次のステージという時期に来ているという気もいたしますので、事務局の方でもぜひその次のステップをどうしていくかというのを、金子先生の今のご提言を踏まえてご検討いただければと思います。その他よろしいでしょうか。</p>
<p>議題3（その他） 廃棄保留ファイルの取り扱いについて</p>	
<p>澤田会長</p>	<p>続きまして、廃棄保留ファイル取り扱いということで、ご説明いただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、金子委員の方からいろいろご指摘とご示唆をいただいた部分につきまして、現物確認をした後、そのまま保留になっている文書は確かに今、相当数に上っておりまして、事務局としまして、それを何とかして整理しないといけないという問題意識を持っています。その部分について、有識者とも今月初めにご相談をしまして、今年から一つ、取り組みを加えていこうかと考えているところです。こちらの表を見ていただきますと、今年実際に現物確認で見ていただいたものです。今まで、「有識者の意見」ということで、こういうことで参考になるとか、現物が全体の成果品であれば、廃棄可とか、そういったコメントだけをいただいて、委員の皆様方には審査をしていただいていたところですが、これをもって原課と相談したり、いろいろ検討する上で、それは保留というのはわかるが、原課の方でどうすればいいかという問題意識がなかなかつかない部分がありましたので、今年の方から下にありますような分類番号を考えてみました。こちらがご相談した結果です。0が廃棄、1が歴史文書になりうる、2が県の施策の参考となり資料得る資料が含まれている、3が他に成果物があれば廃棄可、4がその他、という形です。コメントにプラスで分類をしていただいて、それを原課に返して今後の取扱いを判断する際の材料にできないかというふうに思っているところです。今年はコロナの影響もありまして、現物確認も、予定の3分の1ぐらいしか今のところ進んでいないのですが、これにつきましては今年度分からは、有識者の見立てでの永久保存に該当するのか、それとも参考になる文書なのかという辺りを分けられないか、というところで検討をしているところでございます。以上、説明でございました。</p>

澤田会長	<p>ありがとうございます。ただいま、この現物確認ファイルの新しい廃棄保留等の取り扱いについての、案ということでご説明をいただいたところでございます。これは私の方から確認ですけれども、有識者の意見ということで分類番号とありますけれども、これ有識者のご意見として番号を入れていただいて、それがこの委員会に上がってくるというイメージと捉えてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そのイメージで考えております。</p>
澤田会長	<p>わかりました。また今後こういう取り扱いで、より我々がわかりやすいようにしていきたい、というご意見かと思えます。これにつきまして何かご意見ご質問等ございますか。</p>
金子委員	<p>私も廃棄文書のファイル7万件ぐらい毎年ありますが、それに全部目を通して、有識者の視点とは違う視点で現物を見たいので、保留してくださいねっていうのは、随分お願いをしてきました。私も、この0番から4番までの分類表、分類番号というのをつけて、皆さんとご相談しなくちゃいけないということになりますか。</p> <p>有識者をご覧になってこれはというのは、先生がお付けになるけれども、私たち委員が、これちょっとちゃんと見たいから保留してくださいとお願いした分については、分類番号はつけなくてよいのですか。</p>
事務局	<p>いえ、つけていただきたい。</p>
金子委員	<p>委員の先生達、そうだそうですよ。今後も廃棄予定の文書をずっと見なくちゃいけませんよね。この間、公文書管理法後の自治体と文書管理というシンポジウムがありました。そこでも、文書管理委員会の業務量が膨大であると、どこもそうなんです。特に熊本県は、廃棄の権限をこの委員会に持たせてますよね。それゆえに文書を一生懸命見なくてははいけません。それは、他の先生たちご負担が大きいので、ちょっと有識者に見てくださいねと言ってお願いして今の形に今なっているんですよ。でもそれだけでは、私としては、委員としての務めからやはり全部見たいと思って、違う意見を随分申し上げてきました。それもやっぱりこういうふう、0から4番までを、自分で考えてつけていくということに、今後はなるということですね。</p>
事務局	<p>そうですね、有識者に一旦番号を付けていただいていますので、その番号を参考にさせていただいてですね、更に確認したい、今、金子委員ご指摘のとおり、確認したいということであれば、補足で、コメントを入れていただくとか。そういう形で、これすべてを一つずつつけてくださいってことになってしまうと、これ相当な、確かに膨大な事務量になってしまうと思いますので。要はこれを見ていただいた上で、明らかに有識者の意見と違うというところがあれば、その番号を、自分はこう思うということで書いていただくということもあると思いますが、まずはこれを参考にさせていただいて、文書の方を見ていただきたいということになります。確かに、一つずつということになると多分ご負担になるかと思えますので、特に、有識者の意見で気になられた点とか、そういうところを中心に見ていただくと良いのかなということで、考えているところです。</p>

澤田会長	<p>ありがとうございます。今まで有識者に、例えば廃棄とか保留とかで上がってきたものについて、さらに番号を振っていただく。これは有識者が、かなり大変だと思うのですが、番号を振っていただいて、ただし我々の委員会の意見は委員会の意見ということで、それぞれの委員の意見がありますので、ここは3番と書いてあるけれど、2番ではないかとか、或いはこれについてはちょっと、もう少し確認してみないと、1番といえるかどうか本当分からないからちょっと保留にして欲しいとかですね、そういう話もまたできるような気がしますので、そこについては委員の皆さんから、ご自由にご意見をいただきまして、それらについて、再度検証していく、という話かなというふうに考えております。これも、本当に有識者には、大変申し訳ないですけども、それを参考にさせていただいて、そして最終的な判断は我々の方で行う、という形になりますね。そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。</p>
金子委員	<p>すいません。もう一点。先ほどの電子化に伴うあり方の4番ですけど、行政文書ファイルに同一年内の行政文書しかまとめない運用の見直しというのがありますね。これは有識者もいつも、現物保存っておっしゃるものに、九州税務局長会議というのがありますね。それから、二役会議というのもありますよね。これなんかはもうシリーズ化できると、私この間の委員会でも申し上げました。ずらっとまとめて、電子で、例えば令和3年度がこれだっていうふうに、要するに、一つの項目として、九州税務局長会議というのはできるのではないかと、二役会議、知事発言というふうにしてきちんとシリーズ化できるのではないかと思います。そのためにも、多分有識者が二役会議とか九州税務局長会議なんかをちょっと見せてねっておっしゃって保留になった部分がたくさんあったと記憶していますので、そこら辺をひとまとめに現場がしてみるとか、少しずつでも動かしていただいけませんか。よろしくお願ひします。</p>
澤田会長	<p>ありがとうございました。また、事務局の方でぜひご検討お願ひいたします。先生方から何かございますか。 よろしいでしょうか。</p>
県警本部	<p>すみません。県警からです。 先ほど金子先生からお尋ねのあった、高森警察署の357番、阿蘇山の避難事故防止対策協議会関係綴。これと、359番の原野火入れ関係簿冊について、分かりましたので回答させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
澤田会長	<p>お願ひします。</p>
県警本部	<p>中に入っている文書を確認しましたところ、他機関からの依頼文といえますか、通知文、原野火入れをこのときやりますという、お知らせの文書だけでした。両方とも1年保存の文書になっていたかと思いますが、基本1年保存の文書というものは、こういったよそから来ているものとか、1年しか保存を要しないものになります。確認しましたところ、発信者名も南阿蘇、高森町長、西原村長、等からの通知文でした。ですので、移管対象文書ではないというところで判断しています。</p>
澤田会長	<p>はい。ありがとうございました。</p>

議題3（その他） 次回の委員会の開催予定時期について

澤田会長	それでは、その他の3番ということで、次回の委員会の開催予定につきまして、事務局の方からご説明をお願いしてよろしいでしょうか。
事務局	次回の委員会は、知事部局及び各種委員会の令和3年3月31日に、保存期限が満了した行政ファイル文書で、有識者のリスト確認が終了したものについて、廃棄に関する意見聴取を主な議題として、11月中旬以降、年内の開催を考えております。日程調整の方は、10月中旬以降、改めて調整をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
澤田会長	ありがとうございました。それでは、日程調整等よろしくお願いいたします。次回は令和3年3月31日までの保存期間満了分ということで、ようやく追いついてきた感がございますので、先ほど話がありましたとおり、次のステージに移っていくことになると思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、その他全体として委員の皆様から何かご意見ご質問ございますか。よろしいでしょうか。 では、本日の議題についてはすべて終了ということですので、事務局に進行をお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。 本日は、リモートの設定など作業をお願いした部分もありましたが、ご対応いただきまして非常に感謝いたします。どうもありがとうございました。 それでは本日の会議はこれで終了させていただきます。